



長野県報

11月22日(月)
平成22年
(2010年)
第2219号

目 次

規則

長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課・特別支援教育課）	1
長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）	2

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）	3
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定（健康長寿課介護支援室）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4

公 告

一般競争入札（砂防課）	4
市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所変更の届出（都市計画課）	5
一般競争入札（管財課）	5
一般競争入札（ものづくり振興課）	6
一般競争入札（高校教育課）	7

規則

長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年11月22日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和34年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員（）の次に「長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の規定の適用を受ける職員に限る。」を加える。

第2条中「、臨時の任用の者及び長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する者を除き」を削り、同条に次のただし書きを加える。

ただし、臨時の任用の職員及び長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する職員については、その一部又は全部を実施しないことができる。

第3条を次のように改める。

（勤務評定の区分及び期間）

第3条 勤務評定は、次の各号に掲げる勤務評定の区分に応じ、当該各号に定める期間について実施するものとする。

(1) 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務評定 每年1月1日から12月31までの期間

(2) 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務評定 每年4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31までの期間

第4条及び第5条を削る。

第6条の見出しを「（勤務評定の実施）」に改め、同条第3項中「前項の結果を」を「第1項及び第2項の規定による評定及び調整の結果（以下「勤務評定の結果」という。）を、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を削り、同条第1項中「評定を行う者（以下「評定者」という。）及び評定の調整を行う者（以下「調整者」という。）」を「評定者及び調整者」に改め、同項の表中「実習助手・事務職員・技術職員」を「実習助手」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

評定者（評定（勤務評定のうち次項の規定による調整に係るもの）を除いたものをいう。以下同じ。）を行う者をいう。次項及び第3項において同じ。）は、教育長の定める勤務評定書によって評定を行うものとする。

2 調整者（調整（評定者による評定について職員間の権衡を考慮して必要な調整を行うことをいう。以下この項及び第4項において同じ。）を行う者をいう。次項において同じ。）は、教育長の定める勤務評定書によって調整を行うものとする。

第6条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

（勤務評定の結果の開示）

第5条 勤務評定の結果は、教育長の定めるところにより、勤務評定を受けた職員本人に開示するものとする。

(苦情の申出)

第6条 前条の規定により開示を受けた職員は、勤務評定の結果に苦情があるときは、教育長の定めるところにより、長野県教育委員会に対し苦情を申し出ることができる。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とする。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（第2号に係る部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

高校教育課
特別支援教育課

長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年11月22日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和34年長野県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、臨時の任用の者及び長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する者を除き」を削り、同条に次のただし書きを加える。

ただし、臨時の任用の職員及び長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する職員については、その一部又は全部を実施しないことができる。

第3条を次のように改める。

(勤務評定の区分及び期間)

第3条 勤務評定は、次の各号に掲げる勤務評定の区分に応じ、当該各号に定める期間について実施するものとする。

- (1) 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務評定 每年1月1日から12月31までの期間
- (2) 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務評定 每年4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31までの期間

第4条及び第5条を削る。

第6条の見出しを「（勤務評定の実施）」に改め、同条第3項中「前項の結果を」を「第1項及び第2項の規定による評定及び調整の結果（以下「勤務評定の結果」という。）を、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を削り、同条第1項中「評定を行う者（以下「評定者」という。）及び評定の調整を行う者（以下「調整者」という。）」を「評定者及び調整者」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

評定者（評定（勤務評定のうち次項の規定による調整に係るものを除いたものをいう。以下同じ。）を行う者をいう。次項及び第3項において同じ。）は、教育長の定める勤務評定書によって評定を行うものとする。

2 調整者（調整（評定者による評定について職員間の権衡を考慮して必要な調整を行うことをいう。以下この項及び第4項において

同じ。）を行う者をいう。次項において同じ。）は、教育長の定める勤務評定書によって調整を行うものとする。

第6条を第4条とする。

第7条中「評定の日から30日以内に」を「勤務評定の結果を、」に、「報告しなければならない」を「報告するものとする」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

(勤務評定の結果の開示)

第6条 市町村教育委員会は、勤務評定の結果を、教育長の定めるところにより、勤務評定を受けた職員本人に開示するものとする。

(苦情の申出)

第7条 前条の規定により開示を受けた職員は、勤務評定の結果に苦情があるときは、教育長の定めるところにより、市町村教育委員会に対し苦情を申し出ることができる。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とする。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（第2号に係る部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

義務教育課